載する予定である。 において、ホームページに掲 10月25日執行予定の選挙

新たな取り組みは。 高校生の一部が有権者となる。 選挙年齢が18歳以上となり、 有権者が増えることに対する B 公職選挙法が改正され、

成28年3月中に県内の高等学 を構成メンバーとした「未来 校へ配布予定である。 この事業のマニュアルは、平 定着させていく考えである。 アル化し、県下全域で実施、 擬投票等の実施方法をマニュ 生を対象とした出前授業や模 会」を立ち上げており、高校 の有権者選挙体験支援検討 域振興部教育振興課職員など 育委員会学校教育課職員、地 管理委員会事務局職員、県教 県下12市プラス王寺町の選挙 持って選挙に臨めるように、 校生が有権者としての自覚を 県選挙管理委員会は、高

高校生の選挙運動、 いないが、その通知案では が、どのように考えているか 員会に示すという報道もある 文科省が新たな通知を教育委 問

有権者である高校生の選 新聞の情報しか知り得て 政治活動について、 政治活動

> 挙など、現実の具体的な政治 則容認するとしている。今後 動へのかかわり方は。 う求めているとのことである。 正・中立な立場で指導するよ 主張を述べることは避け、公 つため、教員は個人的な主義 れた学校の政治的中立性を保 つつも、教育基本法で定めら を積極的に取り扱うべきとし の主権者教育では、実際の選 に判断して行うものとして原 動は、生徒が自主的、主体的 後や休日に校外で行う政治活 の政治活動は原則禁止。放課 めるものではなく、学校内で する政治活動は、無制限に認 党を支持したり、 るが、特定の主義や施策、政 の校外での選挙運動は尊重 間教師の選挙活動、 ついて、有権者である生 反対したり 政治活

動にも同様の制限がある。 が明文化されており、 るために、児童・生徒に対し ては、政治的中立性を確保す されている。学校教育におい 切選挙運動ができないと規定 教育公務員特例法により、一 教育を行ってはならないこと て、政治的に一方的に偏する 答

公務員である教職者は、

> 等に期日前投票所を開設して いては、 大学構内や商業施設

種々検討している。 どの課題があり、 挙管理コストとのバランスな 保、投票の利便性の向上と選 の確保、選挙事務従事者の確 投票箱・投票用紙の保管場所 を確保するための投票所スペ トワークの構築、投票の秘密 重投票を防止するためのネッ ースの安定的、継続的な確保 加しているが、全体の投票率 所である。期日前投票数は増 市役所南館第1会議室の1筒 投票所増設には、選挙人の二 一本市の期日前投票所 低下傾向にある。期日前 その中で

リー化についての現状は。 閻 本市の投票所のバリアフ

っていただけるよう工夫、努 者の方に投票をスムーズに行 置、また選挙事務従事者によ スロープの設置、車椅子の配 リーとはなっていない。簡易 ての投票所が完全なバリアフ 施設を借りている関係上、全 体育館、地区の集会所、民間 る介護等で、できる限り有権 地区公民館、小中学校の

地方公務員は、 地方公務

ただし、

当該職員

全国の先進的な地域にお

治的行為の制限がされ 員法第36条において一定の政

は ことを目的として、規定され 為を制限することによって、 域内では、選挙運動ができな 員の身分上の利益を保護する とともに、政治的影響から職 行政の公正な運営を確保する 職員の政治的中立性を保証し、 い。一般職の職員の政治的行 所の属する地方公共団体の区 ては、その職員の勤務する役 ており、特に選挙運動に関し より、政治的行為は制限され 地方公務員法第3条の規定に 地方公務員の一般

の執行機関への支持、または 政党やその他の政治団体また もしくはならないようにと、 と。また構成員になるように すること。その役員になるこ ている。第1項では政党、そ 号に掲げる政治的行為を禁止 する目的を持って行う同項各 的行為や選挙に際して、特定 反対の目的を持って行う政治 は特定の内閣、地方公共団体 ている。第2項では、特定の 勧誘運動をすることを禁止し の他の政治団体の結成に関与 人を支持する、または反対

れている 外において、4号を除く投票 の依頼や署名運動、 の属する地方公共団体の区

または寄

職 は と規定している。 第4項では たその約束をしてはならな 附金を募集するなどをするこ 正な運営を確保するとともに、 証することにより、行政の公 職の職員の政治的中立性を保 項では、第3条の規定は一般 はないと規定している。第5 利益な取り扱いを受けること じなかったことをもって、不 職員は第3項の違法行為に応 益、または不利益を与え、ま の職員の地位等に関しての利 めることやその代償としてそ 的行為を行うよう、職員に求 項及び第2項に規定する政治 また、第3項では何人も第1 とができると規定している。

ら、その趣旨において解釈さ 目的とするものであることか いと規定している。 れ、運用されなければならな 職員の利益を保護することを 間 本市の職員の方が、今回

選挙運動に関わると解釈をさ ような行為は原則できるが、 いうようなことは言えるか。 えばこういうことはできると の市長選、補選に対して、 答

公職選挙法の規定にな